

浅監第 100 号
令和2年11月19日

浅 口 市 長 様
浅 口 市 議 会 議 長 様

浅口市監査委員 円 尾 純 也
浅口市監査委員 香 取 良 勝

令和2年度随時監査結果の報告について

地方自治法第199条第5項の規定により、令和2年度随時監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

随時監査の結果に関する報告

1. 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づく随時監査

2. 監査の対象

金光総合支所市民生活課

金光一般廃棄物最終処分場における備品（ブルドーザー）の修繕について

3. 監査の実施期間

令和2年10月1日から令和2年11月13日まで

上記期間中、令和2年10月1日に関係人調査を実施した。

4. 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき書面審査を行った。また、関係人（修繕実施業者）からも修繕内容に関する調査を行った。

5. 監査の結果

事務手続きについては関係法令等に従い概ね適正に処理されていたが、根拠法令の適用についていたずらに拡大解釈をし、濫用することのないよう注意された。

6. まとめ（意見）

金光一般廃棄物最終処分場で使用している2台のブルドーザーのうち、今回の監査対象となったブルドーザーは購入から既に20年が経過しており、近年では毎年のように修繕が行われている。中でも平成28年12月及び平成31年4月にはオーバーホールを伴う大規模な修繕が行われており、特に平成31年のオーバーホールは前回実施から3年も経っておらず、費用対効果の面から実施については買い替えも選択肢に入れたうえで十分検討されるべきであったと考えられる。

また、関係人調査を実施したところ、使用後のメンテナンス不足が故障に繋がる場合もあるとのことから、担当課においては日常的な維持管理が経費節減になることをよく認識するとともに、使用者に対し適切な指導を行われたい。

地方自治法第2条第14項に「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」とあるように、事務の執行に当たってはその財源が貴重な市民の税金で賄われていることを常に意識し、今後の業務に取り組まれない。